

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年3月7日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	世界高金利債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成31年3月8日から平成31年9月12日まで) 2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

世界高金利債券ファンド

（愛称として「債券万博」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「債券万博」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

### （５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載

の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

( 6 ) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「( 4 ) 発行( 売出 ) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

( 7 ) 【申込期間】

2019年3月8日から2019年9月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

( 8 ) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「( 4 ) 発行( 売出 ) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額( 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数 ) に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。( 販売会社は前記「( 4 ) 発行( 売出 ) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。 )

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

イ 申込証拠金  
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集  
ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません( また、該当日には、解約請求のお申込み

もできません。 )。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用  
ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。 ）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「高利回り先進国債券マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」への投資を通じて、実質的に、世界の先進国、新興国の債券に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### （イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### （ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
<b>追加型</b>	海外	<b>債券</b>
		不動産投信
	<b>内外</b>	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	<b>グローバル</b>	ファミリーファンド	あり
一般		<b>(日本を含む)</b>		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
一般	<b>年12回(毎月)</b>	アジア		
公債	日々	オセアニア		
社債	その他	中南米		
その他債券 クレジット属性 ( )	( )	アフリカ		
不動産投信		中近東(中東)		
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(債券 一般))</b>		<b>エマージング</b>		
資産複合 ( )				
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2006年6月30日

信託契約締結、設定、運用開始。

## (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

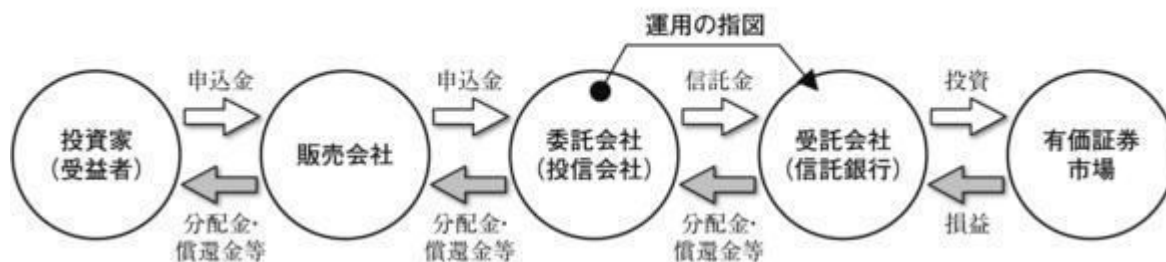
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

## 運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年12月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

(2018年12月28日現在)

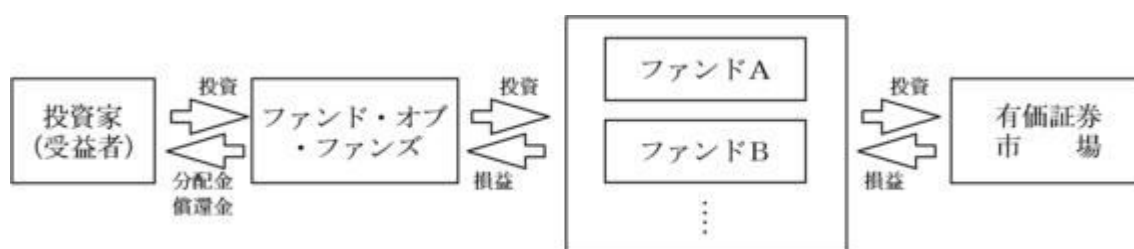
名称	住所	所有 株式数	比率 (%)

株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584,000	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528,000	20.0

#### ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

#### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

- イ 投資信託への投資を通じて、実質的に、世界の先進国、新興国の債券に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ロ 主要投資対象とする「高利回り先進国債券マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」の投資割合は、概ね7：3を基本とします。
- ハ 実質的な外貨建資産への投資については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。
- ニ 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ホ 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

#### a . 高利回り先進国債券マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	世界の債券
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

#### b . アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

運用会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
主要投資対象	外国債券
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

上記投資信託の詳細に関しましては、後述の（参考情報：投資対象とする投資信託の概要）をご覧ください。



## ファンドの特色

# 1

主として世界の先進国および新興国の債券に分散投資します。

□実際の運用は、「高利回り先進国債券マザーファンド」および「アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」の2つの投資信託を通じて行います。

●高利回り先進国債券マザーファンド

主としてAA一格相当以上の世界の主要国のソブリン債等\*を中心に投資します。

\*ソブリン債等には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券も含まれます。

▶債券格付けについて

	S&P	ムーディーズ
投資適格	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
投機的格付	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C



債券格付けとは

債券の元本、利息支払の確実性の度合いを示すもので、S&Pやムーディーズといった格付機関が各債券の格付けを行っています。

- アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）  
主として新興国の公社債を中心に投資します。

# 2

先進国と新興国の債券の投資割合はおおむね7：3を基本とします。

▶先進国と新興国の債券の投資割合



3

実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

原則として毎月決算を行い、分配を行うことを目指します。

- 決算日は毎月18日（休業日の場合は翌営業日）です。
- 主として、配当等収益を中心に毎月分配する予定です。
- 売買益（評価損益を含みます。）については、基準価額水準・市況動向等を勘案して、毎年6月、12月の決算時に分配する予定です。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ▶ 分配のイメージ

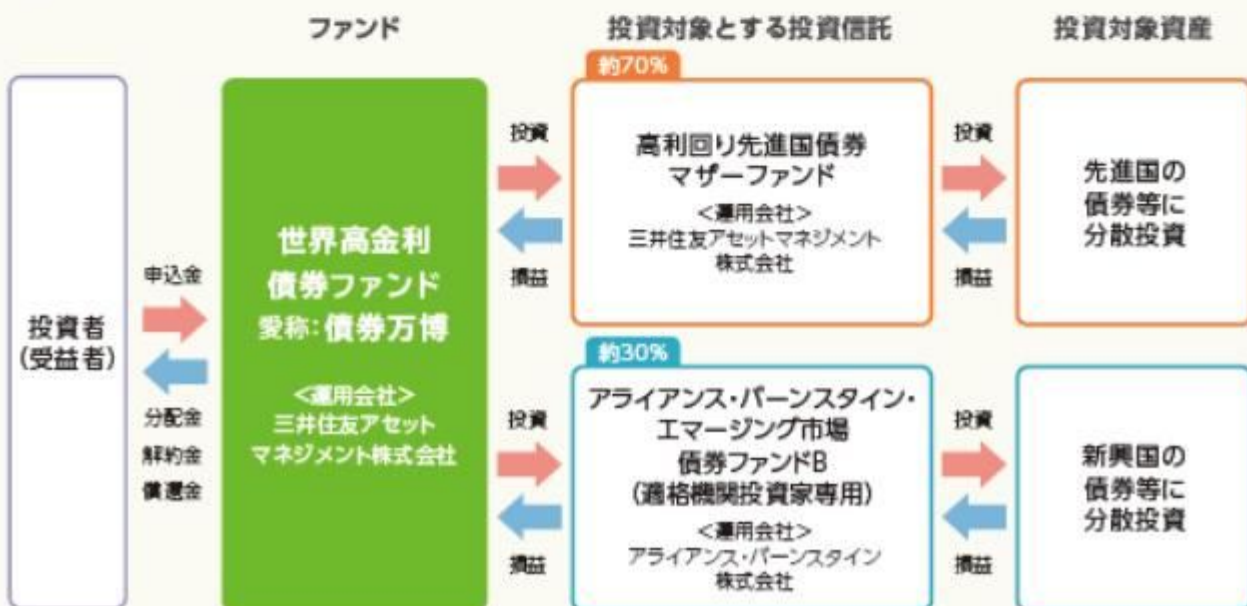
	1月 決算	2月 決算	3月 決算	4月 決算	5月 決算	6月 決算	7月 決算	8月 決算	9月 決算	10月 決算	11月 決算	12月 決算
配当等収益を 中心に分配	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
売買益等から 分配						¥						¥

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



## 先進国と新興国の債券への分散投資の効果

### 先進国と新興国に7:3の比率で投資した場合の累積リターン(円ベース)



■先進国債券に新興国債券を加えることで、先進国債券のみに投資する場合に比べ長期的により高いリターンが期待できます。

(注1) データは1998年12月末～2018年12月末、1998年12月末を100として指数化。

(注2) 先進国債券はFTSE世界国債インデックス(円ベース、ヘッジなし)、新興国債券はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ベース、ヘッジなし)を使用。「7:3の組み合わせ」は先進国債券を70%、新興国債券を30%の保有比率で月次リバランスを行ったと仮定して算出。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

### [ 先進国債券と新興国債券の利回り比較 ]

■先進国に比べ、新興国は信用力が低いものの、利回りが高い傾向にあります。



(注1) データは2018年12月末現在。

(注2) 先進国の利回りはFTSE世界国債インデックス、先進国各国の利回りは同インデックスの国別の満期利回り、新興国の利回りはJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、新興国各国の利回りは同インデックスの国別の満期利回りを使用。「7:3」は先進国を70%、新興国を30%の比率で加重して算出。

(注3) 格付けはS&Pによる各国ソブリン債の格付け。先進国各国は自国通貨建て長期債務、新興国各国は外貨建て長期債務の格付け。

(出所) FactSet, S&Pのデータを基に委託会社作成

### 【ご参考】当ファンドのポートフォリオ概況(2018年12月末現在)

最終利回り (%) 3.6      デュレーション(年) 4.9



デュレーションとは

金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいかほど、金利の変動に対する債券価格の変化率が大きくなります。

※グラフ・データは、上記指数等の過去の実績および過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。シミュレーションは、一定の前提条件に基づくものであり、為替変動リスクおよび経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。したがって、グラフ・データは、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 分配金に関する留意事項

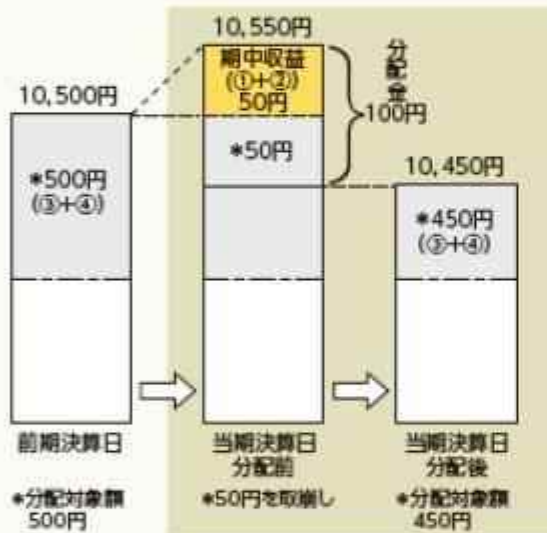
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



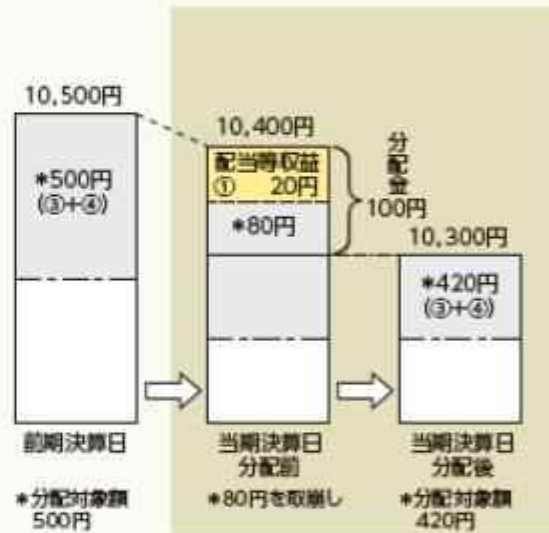
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を越えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を越えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

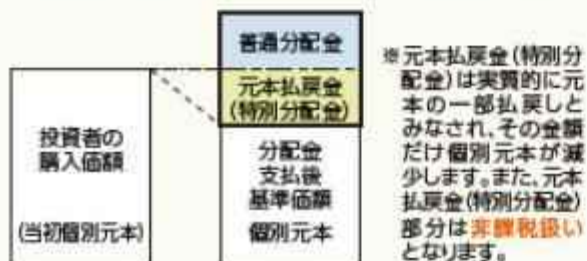


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

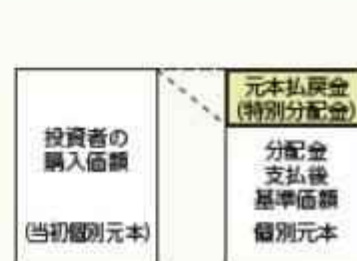
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## （２）【投資対象】

### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として「高利回り先進国債券マザーファンド」受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」受益証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

### （3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

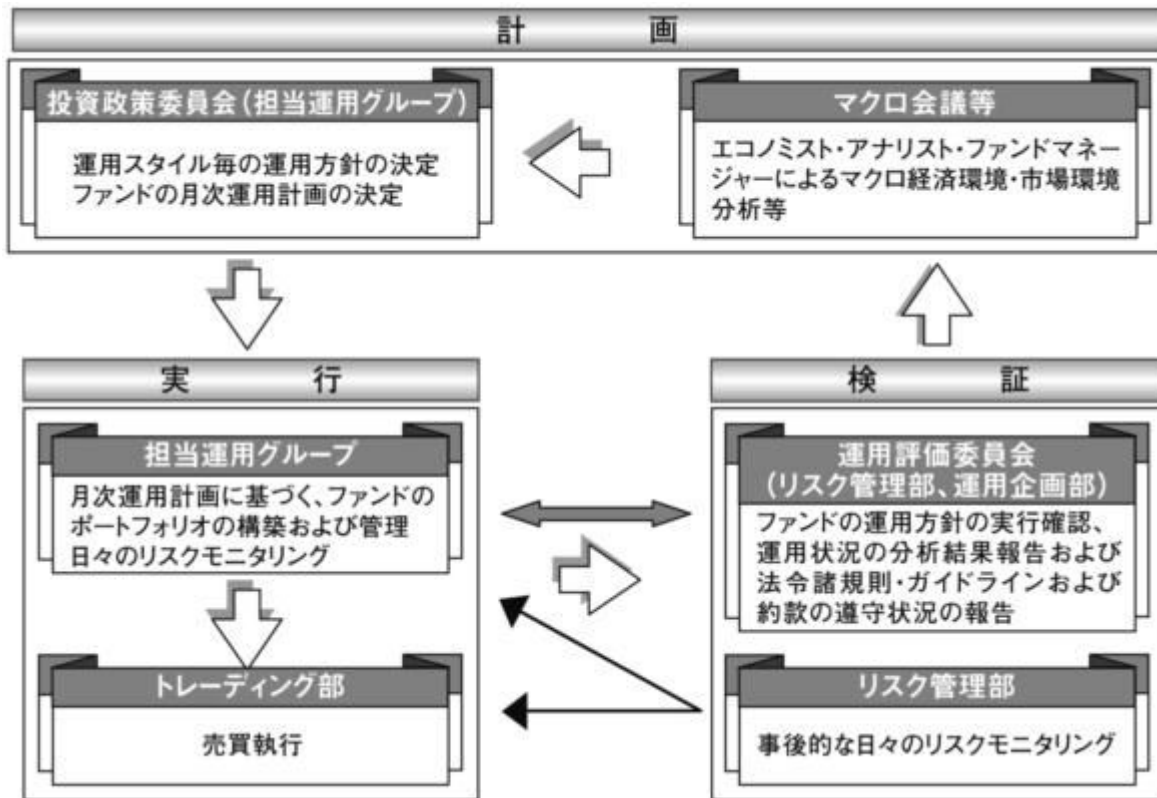
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

### 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は11名程度、運用企画部は10名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

#### □ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

#### （４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月18日、休業日の場合は翌営業日となります。）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を

行います。

配当等収益を中心に毎月分配する予定です。売買益（評価損益を含みます。）については、基準価額水準・市況動向等を勘案して、毎年6月、12月の決算時に分配する予定です。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

#### （５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません（外貨建資産への直接の投資はしません。）。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ハ 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引および債券貸借取引に限ります。

ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

新興国債券を投資対象とする国内籍投資信託において「同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以内」となっておりますが、同一発行体の発行する債券への実質投資割合を10%以内に抑制するため、当該国内籍投資信託への投資割合を必要に応じて調整します。

ヘ 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

## イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

## ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：投資対象とする投資信託の概要）

### ▶ 高利回り先進国債券マザーファンド

主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、世界の主要国のソブリン債等を中心に投資します。</li> <li>投資対象とする債券の格付けは、取得時において主要格付機関の長期信用格付けでAA-格相当以上とします。</li> </ul>
運用の基本方針	主として世界の主要国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
決算日	原則として毎月18日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	追加設定および一部解約を行う日の前営業日の基準価額に対して0.1%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社



## ▶ アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)

形態	国内籍投資信託
主要投資対象	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル*(円換算指数) ※「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル」はJPモルガン社が算出するインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。</li> <li>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以内とします。</li> </ul>
決算日	原則として毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年0.8208%(税抜き0.76%)
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.25%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
投資顧問会社	(マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
購入の可否	日本において一般投資家は購入できません。

### 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### 「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### 「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が発行した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

## (3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.2636%（税抜き1.17%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 信託報酬の実質的配分は、各販売会社の残高に応じて以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >			
	各販売会社の残高	委託会社	販売会社	受託会社
	50億円未満	年0.450%	年0.650%	年0.07%
	50億円以上100億円未満	年0.425%	年0.675%	年0.07%
	100億円以上	年0.400%	年0.700%	年0.07%
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
	支払先	役務の内容		
	委託会社	ファンド運用の指図等の対価		
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
投資対象とする投資信託	年0.24624%（税抜き0.228%）程度 （基本資産配分比率による試算）			
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.50984%（税抜き1.398%）程度 （基本資産配分比率による試算）			

## (4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年982,800円（税抜き910,000円）を上

限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

##### イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

##### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

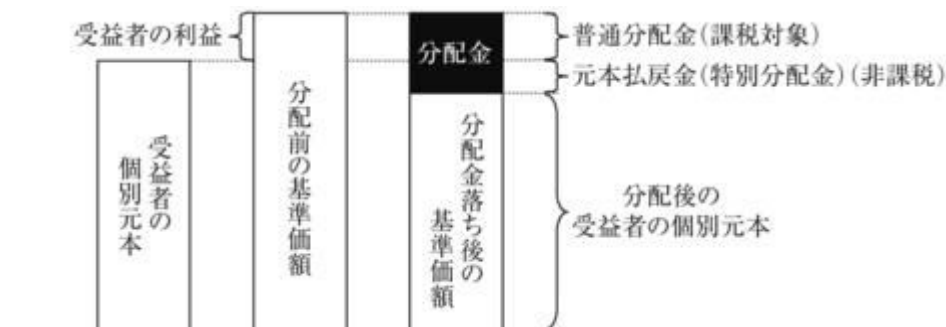
##### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### 世界高金利債券ファンド

2018年12月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	875,708,112	28.73
親投資信託受益証券	日本	2,038,231,919	66.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		133,887,933	4.40
合計(純資産総額)		3,047,827,964	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 世界高金利債券ファンド

##### イ 主要投資銘柄

2018年12月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	高利回り先進国債券マザーファンド	1,397,868,404	1.4900	2,082,823,921	1.4581	2,038,231,919	66.87
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	990,844,210	0.8992	890,967,113	0.8838	875,708,112	28.73

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別の投資比率

2018年12月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	28.73
親投資信託受益証券	66.87
合計	95.61

## 【投資不動産物件】

世界高金利債券ファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

世界高金利債券ファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

世界高金利債券ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定6期 (2009年 6月18日)	68,174,777,988	71,704,556,192	7,275	7,645
特定7期 (2009年12月18日)	57,344,028,665	60,461,641,225	7,137	7,497
特定8期 (2010年 6月18日)	36,545,654,702	38,221,596,652	7,087	7,347
特定9期 (2010年12月20日)	25,193,590,601	26,218,152,140	6,787	7,027
特定10期 (2011年 6月20日)	16,645,342,926	17,077,760,602	6,839	6,989
特定11期 (2011年12月19日)	11,014,501,906	11,306,313,645	6,473	6,623
特定12期 (2012年 6月18日)	9,306,559,983	9,530,452,489	6,762	6,912
特定13期 (2012年12月18日)	8,869,471,774	9,058,570,570	7,462	7,612
特定14期 (2013年 6月18日)	8,312,677,340	8,479,320,459	7,880	8,030
特定15期 (2013年12月18日)	7,267,511,866	7,413,440,235	8,145	8,295
特定16期 (2014年 6月18日)	6,245,538,935	6,365,969,869	8,319	8,469
特定17期 (2014年12月18日)	5,945,588,187	6,051,403,805	8,790	8,940
特定18期 (2015年 6月18日)	5,512,778,621	5,610,222,681	8,733	8,883



特定19期	(2015年12月18日)	4,849,628,371	4,941,174,658	8,169	8,319
特定20期	(2016年 6月20日)	4,180,059,366	4,266,563,368	7,382	7,532
特定21期	(2016年12月19日)	4,200,075,485	4,283,112,924	7,776	7,926
特定22期	(2017年 6月19日)	3,952,394,401	4,031,264,019	7,669	7,819
特定23期	(2017年12月18日)	3,719,550,241	3,794,267,317	7,639	7,789
特定24期	(2018年 6月18日)	3,299,611,032	3,370,792,841	7,101	7,251
特定25期	(2018年12月18日)	3,118,737,846	3,186,811,279	6,981	7,131
	2017年12月末日	3,733,608,331		7,706	
	2018年 1月末日	3,627,949,451		7,518	
	2月末日	3,482,367,690		7,252	
	3月末日	3,423,595,195		7,162	
	4月末日	3,387,711,178		7,215	
	5月末日	3,311,113,344		7,095	
	6月末日	3,270,283,282		7,055	
	7月末日	3,271,864,523		7,131	
	8月末日	3,193,705,528		7,005	
	9月末日	3,238,324,938		7,140	
	10月末日	3,164,278,454		7,005	
	11月末日	3,158,910,472		7,029	
	12月末日	3,047,827,964		6,844	

## 【分配の推移】

## 世界高金利債券ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定6期	2008年12月19日～2009年 6月18日	370
特定7期	2009年 6月19日～2009年12月18日	360
特定8期	2009年12月19日～2010年 6月18日	260
特定9期	2010年 6月19日～2010年12月20日	240
特定10期	2010年12月21日～2011年 6月20日	150
特定11期	2011年 6月21日～2011年12月19日	150
特定12期	2011年12月20日～2012年 6月18日	150
特定13期	2012年 6月19日～2012年12月18日	150
特定14期	2012年12月19日～2013年 6月18日	150
特定15期	2013年 6月19日～2013年12月18日	150
特定16期	2013年12月19日～2014年 6月18日	150
特定17期	2014年 6月19日～2014年12月18日	150
特定18期	2014年12月19日～2015年 6月18日	150
特定19期	2015年 6月19日～2015年12月18日	150
特定20期	2015年12月19日～2016年 6月20日	150
特定21期	2016年 6月21日～2016年12月19日	150

特定22期	2016年12月20日～2017年 6月19日	150
特定23期	2017年 6月20日～2017年12月18日	150
特定24期	2017年12月19日～2018年 6月18日	150
特定25期	2018年 6月19日～2018年12月18日	150

## 【収益率の推移】

## 世界高金利債券ファンド

	収益率（％）
特定6期	19.1
特定7期	3.1
特定8期	2.9
特定9期	0.8
特定10期	3.0
特定11期	3.2
特定12期	6.8
特定13期	12.6
特定14期	7.6
特定15期	5.3
特定16期	4.0
特定17期	7.5
特定18期	1.1
特定19期	4.7
特定20期	7.8
特定21期	7.4
特定22期	0.6
特定23期	1.6
特定24期	5.1
特定25期	0.4

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

## （４）【設定及び解約の実績】

## 世界高金利債券ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定6期	6,655,136,929	4,912,111,918
特定7期	640,084,432	14,001,114,332
特定8期	237,605,939	29,022,896,871

特定9期	59,652,102	14,503,910,022
特定10期	43,576,177	12,826,867,952
特定11期	25,263,546	7,348,178,792
特定12期	32,641,287	3,285,252,706
特定13期	14,039,774	1,891,242,971
特定14期	52,874,836	1,390,516,656
特定15期	9,707,526	1,635,521,153
特定16期	14,087,304	1,429,015,288
特定17期	41,433,224	784,998,733
特定18期	26,277,531	477,849,813
特定19期	2,728,291	378,705,830
特定20期	3,403,342	277,292,047
特定21期	3,955,339	265,277,920
特定22期	5,785,140	253,379,089
特定23期	6,565,466	290,966,404
特定24期	5,944,887	228,877,716
特定25期	4,465,219	183,227,880

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

#### 高利回り先進国債券マザーファンド

2018年12月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	428,739,406	21.03
	カナダ	285,608,629	14.01
	イギリス	183,634,819	9.01
	ニュージーランド	159,012,760	7.80
	オーストラリア	95,337,070	4.68
	ノルウェー	65,282,682	3.20
	フランス	62,665,610	3.07
	スウェーデン	43,811,703	2.15
	小計	1,324,092,679	64.96
地方債証券	オーストラリア	97,943,122	4.81
	カナダ	77,519,895	3.80
	小計	175,463,017	8.61
特殊債券	国際機関	344,672,362	16.91
	ドイツ	158,316,689	7.77

	小計	502,989,051	24.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,687,108	1.75
合計(純資産総額)		2,038,231,855	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 高利回り先進国債券マザーファンド

## イ 主要投資銘柄

2018年12月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	2,060,000	13,942.64	287,218,396	14,050.17	289,433,540	6.125	2027/11/15	14.20
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 2.75	1,190,000	15,454.53	183,908,941	15,431.49	183,634,819	2.750	2024/9/7	9.01
国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV 4.625	2,200,000	7,895.94	173,710,680	7,906.36	173,940,109	4.625	2021/10/6	8.53
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.125	13,500,000	1,264.84	170,754,471	1,264.68	170,732,253	1.125	2020/5/15	8.38
ドイツ	特殊債券	KFW 5	1,810,000	8,718.63	157,807,268	8,746.77	158,316,689	5.000	2024/3/19	7.77
ニュー ジーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75	1,900,000	7,705.24	146,399,667	7,738.76	147,036,556	2.750	2025/4/15	7.21
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	1,300,000	10,657.73	138,550,546	10,715.83	139,305,866	1.625	2022/11/15	6.83
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75	1,260,000	10,939.82	137,841,744	11,015.87	138,800,077	5.750	2029/6/1	6.81
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	1,320,000	10,220.97	134,916,904	10,241.76	135,191,300	8.000	2023/6/1	6.63
オースト ラリア	地方債証券	NSWTC-DOMESTIC 5	1,100,000	8,869.52	97,564,731	8,903.92	97,943,122	5.000	2024/8/20	4.81
オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	1,120,000	8,510.28	95,315,180	8,512.23	95,337,070	5.750	2021/5/15	4.68
カナダ	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 4.25	900,000	8,594.65	77,351,882	8,613.32	77,519,895	4.250	2021/12/1	3.80
ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.75	5,100,000	1,275.24	65,037,331	1,280.05	65,282,682	1.750	2025/3/13	3.20
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.25	500,000	12,505.05	62,525,275	12,533.12	62,665,610	0.250	2026/11/25	3.07
スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 1	3,370,000	1,299.17	43,782,201	1,300.05	43,811,703	1.000	2026/11/12	2.15
ニュー ジーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 5.5	140,000	8,541.76	11,958,475	8,554.43	11,976,204	5.500	2023/4/15	0.59
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 9	100,000	11,580.97	11,580,975	11,617.25	11,617,252	9.000	2025/6/1	0.57

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2018年12月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	64.96

地方債証券	8.61
特殊債券	24.68
合計	98.25

## アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

### 主要投資銘柄

2018年11月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 新興国債券マザーファンド	541,184,842	2.5336	1,371,148,576	2.5046	1,355,451,555	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

### アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド

「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券を主要対象としており、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」の投資有価証券は以下の通りです。

### 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

2018年11月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	7,218,000	11,163.51	805,782,802	10,535.68	760,466,068	4.625	2023/ 9/21	2.59
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	5,924,000	10,790.99	639,258,663	10,986.73	650,854,048	4.25	2025/ 1/ 7	2.22
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	5,897,000	10,479.43	617,972,484	10,676.78	629,610,271	4.625	2028/ 1/13	2.14
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	4,840,000	10,921.48	528,599,995	10,773.97	521,460,463	3.6	2025/ 1/30	1.77
インドネシ ア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	4,131,000	10,870.18	449,047,171	10,708.73	442,377,688	5.125	2045/ 1/15	1.50
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	4,200,000	10,609.44	445,596,690	10,365.48	435,350,349	5.25	2047/ 6/23	1.48
アルゼンチ ン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	118,125,369	362.54	428,263,525	350.54	414,088,481	0	2020/ 6/21	1.41
サウジアラ ビア	国債証券	KINGDOM OF SAUDI ARABIA	3,950,000	10,575.40	417,728,458	10,467.60	413,470,496	3.25	2026/10/26	1.41
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	4,080,000	10,587.88	431,985,736	9,908.76	404,277,724	4.25	2025/ 1/15	1.37
ガボン	国債証券	GABONESE REPUBLIC	3,714,367	10,510.15	390,385,867	9,928.62	368,785,570	6.375	2024/12/12	1.25
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	3,200,000	11,417.91	365,373,400	11,403.73	364,919,520	4.5	2022/ 4/ 4	1.24
コートジボ アール	国債証券	IVORY COAST	2,919,000	11,578.65	337,980,902	11,142.63	325,253,588	6.625	2048/ 3/22	1.10
南アフリカ	社債券	ESKOM HOLDINGS SOC LTD	2,834,000	10,992.40	311,524,794	10,725.75	303,967,805	5.75	2021/ 1/26	1.03

インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,934,000	15,176.61	293,515,686	14,878.75	287,755,098	8.5	2035/10/12	0.98
インドネシア	社債券	PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	2,447,000	11,523.13	281,971,083	11,190.97	273,843,250	5.45	2028/ 5/21	0.93
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	2,290,000	11,517.20	263,743,994	11,545.57	264,393,610	4.5	2028/ 4/23	0.90
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,159,000	8,240.75	260,325,569	8,079.06	255,217,632	6.875	2048/ 1/11	0.87
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	2,147,000	11,820.04	253,776,294	11,729.96	251,842,268	5.375	2023/10/17	0.85
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,224,000	11,341.32	252,231,102	11,193.81	248,950,457	4	2023/10/ 2	0.84
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,140,000	10,972.54	234,812,548	10,876.09	232,748,529	4.15	2027/ 3/28	0.79
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	2,204,000	11,343.17	250,003,669	10,467.60	230,706,070	6.5	2029/ 1/23	0.78
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,852,000	7,914.53	225,722,467	7,971.26	227,340,549	4.875	2043/ 4/16	0.77
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	2,069,000	11,755.49	243,221,130	10,894.25	225,402,130	6.875	2026/ 8/ 4	0.76
カザフスタン	社債券	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	2,060,000	11,474.65	236,377,867	10,816.13	222,812,290	5.375	2030/ 4/24	0.76
英ヴァージン諸島	社債券	SINOPEC GRP OVERSEA 2014	1,925,000	11,433.08	220,086,845	11,480.89	221,007,134	4.375	2024/ 4/10	0.75
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	2,000,000	11,176.79	223,535,900	11,034.95	220,699,150	4.75	2026/ 5/27	0.75
ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT	2,055,000	11,046.30	227,001,557	10,382.50	213,360,478	7.75	2023/ 9/ 1	0.72
アルゼンチン	地方債証券	PROVINCIA DE BUENOS AIRE	1,923,000	10,949.85	210,565,711	11,091.69	213,293,246	9.95	2021/ 6/ 9	0.72
英ヴァージン諸島	社債券	SINOPEC GRP OVERSEA 2012	1,830,000	11,426.88	209,112,040	11,444.35	209,431,738	4.875	2042/ 5/17	0.71
ナイジェリア	国債証券	REPUBLIC OF NIGERIA	1,918,000	11,339.30	217,487,949	10,864.75	208,385,953	7.625	2025/11/21	0.71

(注) アライアンス・バーンスタイン株式会社から入手した情報を基に委託会社を作成しています。

## 投資不動産物件

### 高利回り先進国債券マザーファンド

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

### 高利回り先進国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## 参考情報

基準日:2018年12月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2018年12月	25円
2018年11月	25円
2018年10月	25円
2018年 9月	25円
2018年 8月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	5,700円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### ■世界高金利債券ファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	66.87
投資信託受益証券	日本	28.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.40
合計(純資産総額)		100.00

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。  
 ※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	高利回り先進国債券マザーファンド	66.87
日本	投資信託受益証券	アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	28.73

### ▶投資対象とする投資信託の現況

#### ■高利回り先進国債券マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	21.03
	カナダ	14.01
	イギリス	9.01
	ニュージーランド	7.80
	その他	13.10
特殊債券	国際機関	16.91
	ドイツ	7.77
地方債証券	オーストラリア・その他	8.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.75
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.125	6.125	2027/11/15	14.20
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 2.75	2.750	2024/09/07	9.01
国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV 4.625	4.625	2021/10/06	8.53
国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.125	1.125	2020/05/15	8.38
ドイツ	特殊債券	KFW 5	5.000	2024/03/19	7.77
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75	2.750	2025/04/15	7.21
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	1.625	2022/11/15	6.83
カナダ	国債証券	CANADA-GOVT 5.75	5.750	2029/06/01	6.81
カナダ	国債証券	CANADA-GOVT 8	8.000	2023/06/01	6.63
オーストラリア	地方債証券	NSWTC-DOMESTIC 5	5.000	2024/08/20	4.81

※比率は、高利回り先進国債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## ■アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)(2018年11月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・パースタイン・ 新興国債券マザーファンド	100.05

「アライアンス・パースタイン・新興国債券マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は、以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	4.625	2023/09/21	2.59
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	4.250	2025/01/07	2.22
ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	4.625	2028/01/13	2.14
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3.600	2025/01/30	1.77
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	5.125	2045/01/15	1.50
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	5.250	2047/06/23	1.48
アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	0.000	2020/06/21	1.41
サウジアラビア	国債証券	KINGDOM OF SAUDI ARABIA	3.250	2026/10/26	1.41
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	4.250	2025/01/15	1.37
ガボン	国債証券	GABONESE REPUBLIC	6.375	2024/12/12	1.25

※比率は、アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）、アライアンス・パースタイン・新興国債券マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※アライアンス・パースタイン株式会社のデータを基に委託会社作成

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者



が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

## (二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

## ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

## ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.2%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「債券万博」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

2006年6月30日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

#### （4）【計算期間】

毎月19日から翌月18日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌

日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### イ 信託の終了

#### (イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ロ 収益分配金、償還金の支払い

#### (イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益を中心に毎月分配する予定です。売買益(評価損益を含みます。)については、基準価額水準・市況動向等を勘案して、毎年6月、12月の決算時に分配する予定です。

す。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

### 八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

### ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

### へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

### ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

す。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として6月および12月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

### ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定25期（平成30年6月19日から平成30年12月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【世界高金利債券ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	特定24期 (平成30年 6月18日現在)	特定25期 (平成30年12月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	134,672,153	139,522,997
投資信託受益証券	937,246,498	890,967,113
親投資信託受益証券	2,242,968,132	2,082,823,921
未収入金	-	20,000,000
流動資産合計	3,314,886,783	3,133,314,031
資産合計	3,314,886,783	3,133,314,031
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	11,616,244	11,169,337
未払解約金	5	165,217
未払受託者報酬	213,901	189,174
未払委託者報酬	3,361,342	2,972,740
その他未払費用	84,259	79,717
流動負債合計	15,275,751	14,576,185
負債合計	15,275,751	14,576,185
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,646,497,686	4,467,735,025
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,346,886,654	1,348,997,179
元本等合計	3,299,611,032	3,118,737,846
純資産合計	3,299,611,032	3,118,737,846
負債純資産合計	3,314,886,783	3,133,314,031



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定24期		特定25期	
	自	平成29年12月19日 至 平成30年 6月18日	自	平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
営業収益				
受取配当金		31,161,057		30,457,082
有価証券売買等損益		195,032,495		3,576,404
営業収益合計		163,871,438		34,033,486
営業費用				
支払利息		35,219		25,551
受託者報酬		1,316,117		1,218,207
委託者報酬		20,681,804		19,143,271
その他費用		507,736		508,102
営業費用合計		22,540,876		20,895,131
営業利益又は営業損失（ ）		186,412,314		13,138,355
経常利益又は経常損失（ ）		186,412,314		13,138,355
当期純利益又は当期純損失（ ）		186,412,314		13,138,355
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		267,900		637,124
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,149,880,274		1,346,886,654
剰余金増加額又は欠損金減少額		62,472,617		53,509,545
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		62,472,617		53,509,545
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,616,974		1,322,116
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,616,974		1,322,116
分配金		71,181,809		68,073,433
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,346,886,654		1,348,997,179

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定25期	
	自 平成30年 6月19日	至 平成30年12月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定24期		特定25期	
	(平成30年 6月18日現在)		(平成30年12月18日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数		4,646,497,686口		4,467,735,025口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	1,346,886,654円	元本の欠損	1,348,997,179円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.7101円	1口当たり純資産額	0.6981円
	(10,000口当たりの純資産額)	7,101円)	(10,000口当たりの純資産額)	6,981円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	特定24期 自 平成29年12月19日 至 平成30年 6月18日	特定25期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
分配金の計算過程	<p>(自 平成29年12月19日 至 平成30年 1月18日)</p> <p>第139計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,767,740円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,834,804円)、および分配準備積立金(110,114,542円)より、分配対象収益は124,717,086円(1万口当たり257.89円)であり、うち12,089,378円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 1月19日 至 平成30年 2月19日)</p> <p>第140計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,503,832円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,844,371円)、および分配準備積立金(110,420,635円)より、分配対象収益は120,768,838円(1万口当たり250.59円)であり、うち12,047,615円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 2月20日 至 平成30年 3月19日)</p> <p>第141計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,412,772円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,845,512円)、および分配準備積立金(106,115,508円)より、分配対象収益は116,373,792円(1万口当たり243.28円)であり、うち11,957,836円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 3月20日 至 平成30年 4月18日)</p> <p>第142計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,912,109円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,868,666円)、および分配準備積立金(100,919,867円)より、分配対象収益は115,700,642円(1万口当たり245.89円)であり、うち11,762,540円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 6月19日 至 平成30年 7月18日)</p> <p>第145計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,057,608円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,431,434円)、および分配準備積立金(94,549,681円)より、分配対象収益は109,038,723円(1万口当たり236.00円)であり、うち11,549,540円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 7月19日 至 平成30年 8月20日)</p> <p>第146計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,400,160円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,424,275円)、および分配準備積立金(94,904,100円)より、分配対象収益は104,728,535円(1万口当たり229.60円)であり、うち11,402,593円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 8月21日 至 平成30年 9月18日)</p> <p>第147計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,750,493円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,428,297円)、および分配準備積立金(91,571,313円)より、分配対象収益は102,750,103円(1万口当たり226.11円)であり、うち11,360,201円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 9月19日 至 平成30年10月18日)</p> <p>第148計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,527,054円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,444,734円)、および分配準備積立金(89,616,583円)より、分配対象収益は101,588,371円(1万口当たり224.41円)であり、うち11,316,740円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>

項目	特定24期	特定25期
	自 平成29年12月19日 至 平成30年 6月18日	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
	<p>(自 平成30年 4月19日 至 平成30年 5月18日)</p> <p>第143計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,277,915円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,874,345円)、および分配準備積立金(101,614,576円)より、分配対象収益は111,766,836円(1万口当たり238.65円)であり、うち11,708,196円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 5月19日 至 平成30年 6月18日)</p> <p>第144計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,794,516円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,408,398円)、および分配準備積立金(97,915,474円)より、分配対象収益は108,118,388円(1万口当たり232.68円)であり、うち11,616,244円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年10月19日 至 平成30年11月19日)</p> <p>第149計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,467,658円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,448,336円)、および分配準備積立金(88,511,487円)より、分配対象収益は97,427,481円(1万口当たり216.01円)であり、うち11,275,022円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年11月20日 至 平成30年12月18日)</p> <p>第150計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,155,194円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,445,194円)、および分配準備積立金(83,953,662円)より、分配対象収益は92,554,050円(1万口当たり207.15円)であり、うち11,169,337円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	特定25期
	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定25期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定25期 （平成30年12月18日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

項 目	特定25期 (平成30年12月18日現在)
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定24期（自 平成29年12月19日 至 平成30年 6月18日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	19,758,446円
親投資信託受益証券	5,164,631円
合計	24,923,077円

特定25期（自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,972,532円
親投資信託受益証券	2,655,951円
合計	316,581円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

特定25期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

項目	特定24期 (平成30年 6月18日現在)	特定25期 (平成30年12月18日現在)
期首元本額	4,869,430,515円	4,646,497,686円
期中追加設定元本額	5,944,887円	4,465,219円
期中一部解約元本額	228,877,716円	183,227,880円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	990,844,210	890,967,113	
投資信託受益証券合計		990,844,210	890,967,113	
親投資信託受益証券	高利回り先進国債券マザーファンド	1,397,868,404	2,082,823,921	
親投資信託受益証券合計		1,397,868,404	2,082,823,921	
合計			2,973,791,034	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

世界高金利債券ファンドは、「高利回り先進国債券マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」および「投資信託受益証券」はこれらの親投資信託および投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

## 高利回り先進国債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 6月18日現在)

(平成30年12月18日現在)

## 資産の部

（平成30年 6月18日現在）

（平成30年12月18日現在）

流動資産		
預金	3,944,716	913,192
金銭信託	9,298,149	21,320,007
国債証券	1,153,482,485	1,348,786,157
地方債証券	182,595,314	180,858,441
特殊債券	875,541,739	518,963,460
未収利息	17,997,770	11,497,241
前払費用	79,711	429,954
流動資産合計	2,242,939,884	2,082,768,452
資産合計	2,242,939,884	2,082,768,452
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	189	499
流動負債合計	189	499
負債合計	189	499
純資産の部		
元本等		
元本	1,519,008,623	1,397,868,404
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	723,931,072	684,899,549
元本等合計	2,242,939,695	2,082,767,953
純資産合計	2,242,939,695	2,082,767,953
負債純資産合計	2,242,939,884	2,082,768,452

## 注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>



## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成30年 6月18日現在）	（平成30年12月18日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,519,008,623口	1,397,868,404口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4766円 (10,000口当たりの純資産額 14,766円)	1口当たり純資産額 1.4900円 (10,000口当たりの純資産額 14,900円)

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年12月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成30年 6月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,655,864,068円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	136,855,445円
平成30年 6月18日現在における元本の内訳	
世界高金利債券ファンド	1,519,008,623円
合計	1,519,008,623円

（平成30年12月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,519,008,623円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	121,140,219円
平成30年12月18日現在における元本の内訳	
世界高金利債券ファンド	1,397,868,404円
合計	1,397,868,404円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

## (b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 1.625	1,300,000.00	1,248,203.12	
		US TREASURY N/B 6.125	2,060,000.00	2,587,553.12	
	米ドル 小計		3,360,000.00	3,835,756.24	(432,634,946)
	カナダドル	CANADA-GOV'T 5.75	1,260,000.00	1,690,894.80	
		CANADA-GOV'T 8	1,320,000.00	1,655,016.00	
		CANADA-GOV'T 9	100,000.00	142,063.00	
	カナダドル 小計		2,680,000.00	3,487,973.80	(293,199,077)
	ユーロ	FRANCE O.A.T. 0.25	500,000.00	492,325.00	
	ユーロ 小計		500,000.00	492,325.00	(63,002,830)
	英ポンド	UK TSY GILT 2.75	1,190,000.00	1,309,333.20	
	英ポンド 小計		1,190,000.00	1,309,333.20	(186,291,927)
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 1	3,370,000.00	3,550,867.90	
	スウェーデンクローナ 小計		3,370,000.00	3,550,867.90	(44,208,305)
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.75	5,100,000.00	5,137,230.00	
	ノルウェークローネ 小計		5,100,000.00	5,137,230.00	(66,989,479)
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	1,120,000.00	1,219,176.00	
	オーストラリアドル 小計		1,120,000.00	1,219,176.00	(98,765,447)
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 2.75	1,900,000.00	1,965,360.00	
		NEW ZEALAND GVT 5.5	140,000.00	160,538.00	
	ニュージーランドドル 小計		2,040,000.00	2,125,898.00	(163,694,146)
国債証券合計				1,348,786,157	(1,348,786,157)
地方債証券	カナダドル	QUEBEC PROVINCE 4.25	900,000.00	948,870.00	
	カナダドル 小計		900,000.00	948,870.00	(79,762,012)
	オーストラリアドル	NSWTC-DOMESTIC 5	1,100,000.00	1,247,950.00	
	オーストラリアドル 小計		1,100,000.00	1,247,950.00	(101,096,429)
地方債証券合計				180,858,441	(180,858,441)
特殊債券	ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 1.125	13,500,000.00	13,487,715.00	

ノルウェークローネ 小計		13,500,000.00	13,487,715.00 (175,879,803)
オーストラリアドル	KFW 5	1,810,000.00	2,018,512.00
オーストラリアドル 小計		1,810,000.00	2,018,512.00 (163,519,657)
ニュージーランドドル	INT BK RECON&DEV 4.625	2,200,000.00	2,332,000.00
ニュージーランドドル 小計		2,200,000.00	2,332,000.00 (179,564,000)
特殊債券合計			518,963,460 (518,963,460)
合計			2,048,608,058 (2,048,608,058)

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	20.8%	21.1%
カナダドル	国債証券 3銘柄	14.1%	14.3%
	地方債証券 1銘柄	3.8%	3.9%
ユーロ	国債証券 1銘柄	3.0%	3.1%
英ポンド	国債証券 1銘柄	8.9%	9.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	2.1%	2.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	3.2%	3.3%
	特殊債券 1銘柄	8.4%	8.6%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	4.7%	4.8%
	地方債証券 1銘柄	4.9%	4.9%
	特殊債券 1銘柄	7.9%	8.0%
ニュージーランドドル	国債証券 2銘柄	7.9%	8.0%
	特殊債券 1銘柄	8.6%	8.8%

#### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）

##### （１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (2018年 4月 9日現在)	当期 (2018年10月 9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,000	10,002
親投資信託受益証券	1,474,159,506	1,385,014,345

未収入金	10,200,000	13,800,000
流動資産合計	1,484,369,506	1,398,824,347
資産合計	1,484,369,506	1,398,824,347
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,048,070	9,713,115
未払解約金	-	3,000,000
未払受託者報酬	71,502	66,313
未払委託者報酬	1,015,354	941,644
その他未払費用	14,706	14,240
流動負債合計	10,149,632	13,735,312
負債合計	10,149,632	13,735,312
純資産の部		
元本等		
元本	1,560,012,232	1,517,674,243
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	85,792,358	132,585,208
(分配準備積立金)	215,351,613	201,153,320
元本等合計	1,474,219,874	1,385,089,035
純資産合計	1,474,219,874	1,385,089,035
負債純資産合計	1,484,369,506	1,398,824,347

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	前期 (自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日)	当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
営業収益		
有価証券売買等損益	94,513,035	3,395,814
営業収益合計	94,513,035	3,395,814
営業費用		
支払利息	-	9
受託者報酬	422,255	385,067
委託者報酬	5,995,932	5,467,891
その他費用	79,974	81,435
営業費用合計	6,498,161	5,934,402
営業利益又は営業損失( )	101,011,196	2,538,588
経常利益又は経常損失( )	101,011,196	2,538,588
当期純利益又は当期純損失( )	101,011,196	2,538,588
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額( )	537,177	725,553
期首剰余金又は期首欠損金( )	60,346,692	85,792,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	395,782	4,406,099
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	292,621	4,406,099
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	103,161	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,017,537	1,162,550
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,944,575	-

当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,962	1,162,550
分配金	44,043,276	46,772,258
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,792,358	132,585,208

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、前期末および当期末が休日のため、2018年4月10日から2018年10月9日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 (2018年 4月 9日現在)	当期 (2018年10月 9日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,560,012,232口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,517,674,243口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 85,792,358円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 132,585,208円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9450円 (10,000口当たり純資産額 9,450円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9126円 (10,000口当たり純資産額 9,126円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日)	当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)												
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円												
2. 分配金の計算過程 2017年10月11日から2017年11月7日まで 計算期末における分配対象金額405,211,006円 (10,000口当たり2,519円)のうち、8,523,108円 (10,000口当たり53円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2018年4月10日から2018年5月7日まで 計算期末における分配対象金額380,833,794円 (10,000口当たり2,478円)のうち、6,607,443円 (10,000口当たり43円)を分配金額としております。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 7,258,518円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B - 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 7,258,518円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 5,579,580円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B - 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 5,579,580円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A 7,258,518円												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円												
項目													
費用控除後の配当等収益額	A 5,579,580円												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円												

収益調整金額	C 169,263,775円
分配準備積立金額	D 228,688,713円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 405,211,006円
当ファンドの期末残存口数	F 1,608,133,668口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,519円
10,000口当たりの分配額	H 53円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,523,108円

2017年11月8日から2017年12月7日まで

計算期末における分配対象金額391,468,238円（10,000口当たり2,485円）のうち、2,992,017円（10,000口当たり19円）を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,917,968円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 166,157,901円
分配準備積立金額	D 222,392,369円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 391,468,238円
当ファンドの期末残存口数	F 1,574,746,231口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,485円
10,000口当たりの分配額	H 19円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 2,992,017円

2017年12月8日から2018年1月9日まで

計算期末における分配対象金額395,076,458円（10,000口当たり2,522円）のうち、9,865,456円（10,000口当たり63円）を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,749,492円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 165,229,310円
分配準備積立金額	D 221,097,656円

収益調整金額	C 163,076,526円
分配準備積立金額	D 212,177,688円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 380,833,794円
当ファンドの期末残存口数	F 1,536,614,669口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,478円
10,000口当たりの分配額	H 43円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,607,443円

2018年5月8日から2018年6月7日まで

計算期末における分配対象金額381,606,446円（10,000口当たり2,475円）のうち、7,397,843円（10,000口当たり48円）を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 6,242,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 164,214,493円
分配準備積立金額	D 211,149,825円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 381,606,446円
当ファンドの期末残存口数	F 1,541,217,313口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,475円
10,000口当たりの分配額	H 48円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 7,397,843円

2018年6月8日から2018年7月9日まで

計算期末における分配対象金額383,047,101円（10,000口当たり2,478円）のうち、9,582,716円（10,000口当たり62円）を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,748,677円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 165,451,163円
分配準備積立金額	D 209,847,261円



当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 395,076,458円
当ファンドの期末残存口数	F 1,565,945,488口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,522円
10,000口当たりの分配額	H 63円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,865,456円

2018年1月10日から2018年2月7日まで

計算期末における分配対象金額392,102,238円(10,000口当たり2,494円)のうち、6,443,505円(10,000口当たり41円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,486,033円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 166,634,513円
分配準備積立金額	D 219,981,692円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 392,102,238円
当ファンドの期末残存口数	F 1,571,586,591口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,494円
10,000口当たりの分配額	H 41円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,443,505円

2018年2月8日から2018年3月7日まで

計算期末における分配対象金額388,633,456円(10,000口当たり2,492円)のうち、7,171,120円(10,000口当たり46円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 6,048,193円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 165,293,530円
分配準備積立金額	D 217,291,733円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 388,633,456円
当ファンドの期末残存口数	F 1,558,939,270口

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 383,047,101円
当ファンドの期末残存口数	F 1,545,599,466口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,478円
10,000口当たりの分配額	H 62円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,582,716円

2018年7月10日から2018年8月7日まで

計算期末における分配対象金額376,046,784円(10,000口当たり2,456円)のうち、6,581,350円(10,000口当たり43円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 6,188,551円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 163,839,797円
分配準備積立金額	D 206,018,436円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 376,046,784円
当ファンドの期末残存口数	F 1,530,546,549口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,456円
10,000口当たりの分配額	H 43円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,581,350円

2018年8月8日から2018年9月7日まで

計算期末における分配対象金額375,354,941円(10,000口当たり2,451円)のうち、6,889,791円(10,000口当たり45円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,754,741円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 164,347,383円
分配準備積立金額	D 205,252,817円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 375,354,941円
当ファンドの期末残存口数	F 1,531,064,696口

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,492円
10,000口当たりの分配額	H 46円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 7,171,120円

2018年3月8日から2018年4月9日まで

計算期末における分配対象金額389,959,304円(10,000口当たり2,499円)のうち、9,048,070円(10,000口当たり58円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,230,877円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 165,559,621円
分配準備積立金額	D 216,168,806円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 389,959,304円
当ファンドの期末残存口数	F 1,560,012,232口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,499円
10,000口当たりの分配額	H 58円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 9,048,070円

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,451円
10,000口当たりの分配額	H 45円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 6,889,791円

2018年9月8日から2018年10月9日まで

計算期末における分配対象金額373,776,427円(10,000口当たり2,462円)のうち、9,713,115円(10,000口当たり64円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 8,510,760円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 162,909,992円
分配準備積立金額	D 202,355,675円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 373,776,427円
当ファンドの期末残存口数	F 1,517,674,243口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,462円
10,000口当たりの分配額	H 64円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 9,713,115円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日)	当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制

<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。</p> <p>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。</p> <p>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場</p>	<p>同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>
---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2018年 4月 9日現在)	当期 (2018年10月 9日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

### (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2017年10月11日 至 2018年 4月 9日)	当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

### (重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
<p>該当事項はありません。</p>

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	前期 (2018年 4月 9日現在)	当期 (2018年10月 9日現在)
期首元本額	1,628,127,646円	1,560,012,232円
期中追加設定元本額	9,629,801円	13,422,550円
期中一部解約元本額	77,745,215円	55,760,539円

## 2. 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	前期 (2018年 4月 9日現在)	当期 (2018年10月 9日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	26,345,092	43,928,815
合計	26,345,092	43,928,815

## 3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## (4) 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

## (1) 株式 (2018年10月 9日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券 (2018年10月 9日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド	546,378,297	1,385,014,345	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:100.0%	546,378,297	1,385,014,345 100.0%	
合計				1,385,014,345	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)は「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

## アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 貸借対照表

(単位:円)

対象年月日 (2018年10月 9日現在)

## 資産の部

## 流動資産

預金	1,432,620,679
コール・ローン	24,511,299
国債証券	18,441,260,290
地方債証券	606,753,679
特殊債券	497,354,581
社債券	8,938,443,108
派生商品評価勘定	76,504,997
未収入金	20,897,500
未収利息	378,732,507
前払費用	60,080,077
差入委託証拠金	107,473,163
流動資産合計	30,584,631,880
資産合計	30,584,631,880
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	101,808,761
未払金	200,164,683
未払解約金	150,860,000
未払利息	67
その他未払費用	81
流動負債合計	452,833,592
負債合計	452,833,592
純資産の部	
元本等	
元本	11,886,708,829
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,245,089,459
元本等合計	30,131,798,288
純資産合計	30,131,798,288
負債純資産合計	30,584,631,880

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2018年 4月10日 至 2018年10月 9日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(5) 先物取引</p>

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
	(6) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	(7) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。  (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(2018年10月 9日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2018年 4月10日
期首元本額	12,232,118,001円
2018年4月10日より2018年10月9日までの期中追加設定元本額	590,137,758円
2018年4月10日より2018年10月9日までの期中一部解約元本額	935,546,930円
期末元本額	11,886,708,829円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券F C (適格機関投資家専用)	66,037,218円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券F D (適格機関投資家専用)	2,290,042,378円
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)	546,378,297円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券P - H (適格機関投資家専用)	2,865,915,912円
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券D - H (適格機関投資家専用)	3,844,949,102円
アライアンス・バーンスタイン・エマージング債券ファンドW (適格機関投資家専用)	2,273,385,922円
2. 2018年10月9日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5349円
(10,000口当たり純資産額)	(25,349円)

(注1) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2018年10月 9日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2018年10月 9日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,355,000.00	1,344,837.50	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	610,000.00	585,600.00	

ARAB REPUBLIC OF EGYPT	391,000.00	388,067.50
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,720,000.00	1,573,800.00
CBB INTERNATIONAL SUKUK	563,000.00	562,296.25
DOMINICAN REPUBLIC	180,000.00	186,750.00
DOMINICAN REPUBLIC	1,082,000.00	1,100,935.00
DOMINICAN REPUBLIC	622,000.00	696,640.00
DOMINICAN REPUBLIC	1,828,000.00	1,816,575.00
DOMINICAN REPUBLIC	677,000.00	667,092.10
EMIRATE OF ABU DHABI	351,000.00	326,430.00
GABONESE REPUBLIC	3,714,367.00	3,440,432.43
GOVERNMENT OF JAMAICA	1,541,000.00	1,764,059.75
GOVERNMENT OF JAMAICA	149,000.00	172,281.25
GOVERNMENT OF JAMAICA	499,000.00	574,473.75
HUNGARY GOVERNMENT	982,000.00	1,045,810.36
HUNGARY GOVERNMENT	18,000.00	24,657.84
IVORY COAST	469,000.00	439,687.50
KINGDOM OF SAUDI ARABIA	3,950,000.00	3,681,400.00
MONGOLIA GOVERNMENT	635,000.00	605,631.25
MONGOLIA GOVERNMENT	1,522,000.00	1,466,827.50
OMAN GOV INTERNTL BOND	1,266,000.00	1,185,292.50
OMAN GOV INTERNTL BOND	1,515,000.00	1,435,462.50
PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	848,000.00	840,580.00
PNG GOVT INTL BOND	525,000.00	527,719.50
REPUBLIC OF ANGOLA	458,000.00	511,815.00
REPUBLIC OF ANGOLA	1,053,000.00	1,062,213.75
REPUBLIC OF ANGOLA	1,167,000.00	1,188,881.25
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,687,000.00	2,310,820.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,591,000.00	2,101,948.75
REPUBLIC OF ARGENTINA	1,622,157.94	1,395,055.82
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,253,000.00	1,269,565.50
REPUBLIC OF ARGENTINA	3,159,000.00	2,294,223.75
REPUBLIC OF AZERBAIJAN	370,000.00	373,700.00
REPUBLIC OF BRAZIL	8,444,000.00	8,030,244.00
REPUBLIC OF BRAZIL	5,183,000.00	4,773,543.00
REPUBLIC OF CAMEROON	205,000.00	212,943.75
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,144,000.00	1,092,520.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	610,000.00	603,259.50
REPUBLIC OF COLOMBIA	477,000.00	592,076.25
REPUBLIC OF COSTA RICA	494,000.00	490,287.63
REPUBLIC OF COSTA RICA	200,000.00	179,750.00
REPUBLIC OF ECUADOR	1,229,000.00	1,262,797.50
REPUBLIC OF ECUADOR	893,000.00	936,310.50
REPUBLIC OF ECUADOR	651,000.00	603,151.50
REPUBLIC OF ECUADOR	292,000.00	283,240.00
REPUBLIC OF ECUADOR	1,479,000.00	1,360,680.00
REPUBLIC OF ECUADOR	1,210,000.00	1,054,515.00
REPUBLIC OF ECUADOR	370,000.00	322,455.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	338,000.00	341,134.95
REPUBLIC OF EL SALVADOR	559,000.00	581,360.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	270,000.00	250,425.00

REPUBLIC OF EL SALVADOR	270,000.00	248,400.00
REPUBLIC OF EL SALVADOR	860,000.00	895,290.09
REPUBLIC OF EL SALVADOR	750,000.00	745,312.50
REPUBLIC OF GHANA	217,000.00	220,797.50
REPUBLIC OF GHANA	544,000.00	529,040.00
REPUBLIC OF GHANA	280,000.00	268,800.00
REPUBLIC OF GUATEMALA	329,000.00	311,727.50
REPUBLIC OF GUATEMALA	309,000.00	292,777.50
REPUBLIC OF GUATEMALA	870,000.00	811,966.65
REPUBLIC OF GUATEMALA	1,210,000.00	1,158,575.00
REPUBLIC OF HONDURAS	1,395,000.00	1,492,650.00
REPUBLIC OF HONDURAS	1,275,000.00	1,297,312.50
REPUBLIC OF INDONESIA	983,000.00	946,143.29
REPUBLIC OF INDONESIA	2,147,000.00	2,236,505.63
REPUBLIC OF INDONESIA	1,733,000.00	1,629,020.00
REPUBLIC OF INDONESIA	1,934,000.00	2,586,725.00
REPUBLIC OF INDONESIA	382,000.00	436,180.97
REPUBLIC OF INDONESIA	2,766,000.00	2,669,190.00
REPUBLIC OF IRAQ	1,214,000.00	1,192,755.00
REPUBLIC OF KENYA	470,000.00	472,350.00
REPUBLIC OF KENYA	282,000.00	277,770.00
REPUBLIC OF KENYA	702,000.00	666,900.00
REPUBLIC OF KENYA	652,000.00	607,175.00
REPUBLIC OF LEBANESE	756,000.00	713,475.00
REPUBLIC OF LEBANESE	994,000.00	851,112.50
REPUBLIC OF LEBANESE	1,030,000.00	876,787.50
REPUBLIC OF LEBANESE	1,449,000.00	1,209,915.00
REPUBLIC OF NAMIBIA	462,000.00	424,462.50
REPUBLIC OF NIGERIA	1,162,000.00	1,201,508.00
REPUBLIC OF NIGERIA	1,038,000.00	986,100.00
REPUBLIC OF NIGERIA	770,000.00	733,425.00
REPUBLIC OF NIGERIA	1,210,000.00	1,123,787.50
REPUBLIC OF PANAMA	298,000.00	291,667.50
REPUBLIC OF PANAMA	465,000.00	654,487.50
REPUBLIC OF PERU	448,000.00	514,640.00
REPUBLIC OF SENEGAL	278,000.00	299,197.50
REPUBLIC OF SENEGAL	597,000.00	590,283.75
REPUBLIC OF SENEGAL	520,000.00	444,600.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,141,000.00	1,099,638.75
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,368,000.00	1,368,000.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	615,000.00	576,562.50
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	418,000.00	357,390.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	840,000.00	781,200.00
REPUBLIC OF SRI LANKA	1,153,000.00	1,150,117.50
REPUBLIC OF SRI LANKA	886,000.00	878,632.46
REPUBLIC OF SRI LANKA	1,093,000.00	1,021,955.00
REPUBLIC OF SRI LANKA	325,000.00	315,250.00
REPUBLIC OF SRI LANKA	500,000.00	481,537.50
REPUBLIC OF SRI LANKA	358,000.00	336,967.50
REPUBLIC OF SURINAME	835,000.00	818,300.00



	REPUBLIC OF TURKEY	457,000.00	455,286.25
	REPUBLIC OF TURKEY	645,000.00	617,587.50
	REPUBLIC OF TURKEY	520,000.00	476,450.00
	REPUBLIC OF TURKEY	290,000.00	238,887.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,816,000.00	1,589,000.00
	REPUBLIC OF TURKEY	830,000.00	809,250.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,386,000.00	1,200,622.50
	REPUBLIC OF TURKEY	2,852,000.00	1,989,270.00
	REPUBLIC OF TURKEY	447,000.00	369,892.50
	REPUBLIC OF TURKEY	580,000.00	432,825.00
	REPUBLIC OF URUGUAY	697,616.00	697,616.00
	REPUBLIC OF URUGUAY	141,327.00	139,913.73
	REPUBLIC OF VENEZ 11.95	801,900.00	213,505.87
	REPUBLIC OF VENEZ 12.75	2,020,900.00	514,041.14
	REPUBLIC OF VENEZ 7.75	1,267,600.00	308,977.50
	REPUBLIC OF VENEZ 9	1,736,500.00	431,954.37
	REPUBLIC OF VENEZ 9.25	3,042,000.00	790,920.00
	REPUBLIC OF VENEZ 9.25	2,020,900.00	500,172.75
	REPUBLIC OF ZAMBIA	950,000.00	695,875.00
	RUSSIAN FEDERATION	3,200,000.00	3,220,000.00
	RUSSIAN FEDERATION	2,000,000.00	1,970,000.00
	RUSSIAN FEDERATION	4,200,000.00	3,927,000.00
	STATE OF QATAR	2,290,000.00	2,324,350.00
	UKRAINE GOV (GDP LINKED)	673,000.00	348,277.50
	UKRAINE GOVERNMENT	1,500,000.00	1,443,540.00
	UKRAINE GOVERNMENT	489,000.00	489,733.50
	UKRAINE GOVERNMENT	424,000.00	420,078.00
	UKRAINE GOVERNMENT	2,055,000.00	2,000,542.50
	UKRAINE GOVERNMENT	1,284,000.00	1,232,640.00
	UKRAINE GOVERNMENT	332,000.00	313,076.00
	UKRAINE GOVERNMENT	1,191,000.00	1,106,141.25
	UKRAINE GOVERNMENT	770,000.00	707,437.50
	UNITED MEXICAN STATES	2,224,000.00	2,222,888.00
	UNITED MEXICAN STATES	4,840,000.00	4,658,500.00
	UNITED MEXICAN STATES	3,500,000.00	3,384,500.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,702,000.00	1,548,820.00
	UNITED MEXICAN STATES	1,289,000.00	1,135,931.25
	UNITED REP OF TANZANIA	450,342.34	459,349.18
小計	銘柄数：140	165,918,610.28	149,411,473.76 (16,879,014,190)
	組入時価比率：56.0%		59.3%
アルゼンチンペソ	REPUBLIC OF ARGENTIN26.25	118,125,369.00	142,754,508.43
	REPUBLIC OF ARGENTIN18.2	7,972,897.00	6,617,504.51
	REPUBLIC OF ARGENTINA16	1,245,973.00	1,115,145.83
小計	銘柄数：3	127,344,239.00	150,487,158.77 (452,966,347)
	組入時価比率：1.5%		1.6%
ブラジルリアル	REPUBLIC OF BRAZIL 6	2,133,000.00	7,208,366.85
小計	銘柄数：1	2,133,000.00	7,208,366.85 (215,530,168)

		組入時価比率：0.7%		0.8%
	ウルグアイペソ	REPUBLIC OF URUGUAY	16,008,000.00	15,879,697.48
		REPUBLIC OF URUGUAY	6,816,000.00	5,946,870.71
	小計	銘柄数：2	22,824,000.00	21,826,568.19 (74,428,597)
		組入時価比率：0.2%		0.3%
	ユーロ	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	778,000.00	711,870.00
		IVORY COAST	2,919,000.00	2,616,153.75
		REPUBLIC OF ARGENTINA	515,217.36	468,847.79
	小計	銘柄数：3	4,212,217.36	3,796,871.54 (492,682,051)
		組入時価比率：1.6%		1.7%
	トルコリラ	REPUBLIC OF TURKEY	10,088,000.00	8,176,324.00
	小計	銘柄数：1	10,088,000.00	8,176,324.00 (151,180,230)
		組入時価比率：0.5%		0.5%
	スリランカルピー	REPUBLIC OF SRI LANKA	76,000,000.00	76,183,616.00
		REPUBLIC OF SRI LANKA	56,000,000.00	56,919,072.00
		REPUBLIC OF SRI LANKA	84,000,000.00	84,868,980.00
		REPUBLIC OF SRI LANKA	47,000,000.00	47,874,858.00
	小計	銘柄数：4	263,000,000.00	265,846,526.00 (175,458,707)
		組入時価比率：0.6%		0.6%
	国債証券計			18,441,260,290 (18,441,260,290)
地方債証券	米ドル	BRAZIL MINAS SPE	437,000.00	420,612.50
		PROVINCIA DE NEUQUEN	570,000.00	450,300.00
		PROVINCIA DE BUENOS AIRE	1,923,000.00	1,855,695.00
		PROVINCIA DE BUENOS AIRE	1,231,000.00	1,107,900.00
		PROVINCIA DE CORDOBA	373,000.00	343,160.00
		PROVINCIA DE CORDOBA	576,000.00	489,600.00
		PROVINCIA DE ENTRE RIOS	321,000.00	237,540.00
		PROVINCIA DE MENDOZA	542,000.00	466,120.00
	小計	銘柄数：8	5,973,000.00	5,370,927.50 (606,753,679)
		組入時価比率：2.0%		2.1%
	地方債証券計			606,753,679 (606,753,679)
特殊債券	米ドル	BQ CENTRALE DE TUNISIE	268,000.00	233,160.00
		EXP CREDIT BK OF TURKEY	469,000.00	434,997.50
		EXP CREDIT BK OF TURKEY	630,000.00	568,575.00
		EXP CREDIT BK OF TURKEY	1,123,000.00	947,531.25
		EXPORT-IMPORT BANK CHINA	541,000.00	527,222.78
		EXPORT-IMPORT BANK CHINA	1,488,000.00	1,378,747.17
		MAGYAR EXPORT-IMPORT BAN	311,000.00	312,303.09
	小計	銘柄数：7	4,830,000.00	4,402,536.79 (497,354,581)
		組入時価比率：1.7%		1.7%
	特殊債券計			497,354,581 (497,354,581)
社債券	米ドル	ABJA INVESTMENT CO	900,000.00	791,509.50

ADANI PORTS & SPECIAL	440,000.00	429,129.84
AEROPUERTO INTL TOCUMEN	1,234,818.46	1,263,484.77
AKBANK TAS	200,000.00	159,500.00
AUTOPISTAS DEL SOL SA	353,230.26	354,996.41
AXTEL SAB DE CV	604,000.00	594,940.00
BARCLAYS AFRICA GROUP	342,000.00	327,037.50
BRF SA	1,195,000.00	1,085,956.25
CEMENTOS PACASMAYO SAA	649,000.00	640,887.50
CIMPOR FINANCIAL OPERTNS	490,000.00	362,600.00
CNAC HK FINBRIDGE CO LTD	1,440,000.00	1,338,866.92
CNOOC FINANCE 2013 LTD	1,157,000.00	1,104,229.11
CNTL AMR BOTTLING CORP	219,000.00	216,810.00
CONSOLIDATED ENERGY FIN	250,000.00	258,952.50
DIGICEL GROUP LTD	610,000.00	456,737.50
DIGICEL GROUP LTD	251,000.00	163,463.75
DIGICEL LIMITED	295,000.00	274,350.00
ECOPETROL SA	1,346,000.00	1,425,817.80
ECOPETROL SA	90,000.00	87,909.30
EL FONDO MIVIVIENDA SA	469,000.00	454,930.00
EMPRESA DE TRANSPORTE ME	347,000.00	358,711.25
EMPRESA NACIONAL DEL PET	420,000.00	374,850.00
ENERGUATE TRUST	707,000.00	668,231.65
EP PETROECUADOR (NOBLE)	102,894.73	101,865.78
ESKOM HOLDINGS SOC LTD	2,834,000.00	2,745,437.50
GENNEIA SA	353,000.00	330,143.25
GREENKO DUTCH BV	600,000.00	553,503.00
IIRSA NORTE FINANCE LTD	541,879.33	605,550.15
INFRAESTRUCTURA ENERGETI	605,000.00	524,235.52
INRETAIL PHARMA SA	577,000.00	581,327.50
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY	643,000.00	608,438.75
KAZAKHSTAN TEMIR ZHOLY	965,000.00	955,350.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	486,000.00	483,570.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	811,000.00	806,945.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	2,060,000.00	2,083,175.00
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	318,000.00	310,845.00
LATAM AIRLINES GROUP SA	612,000.00	625,770.00
LIGHT SERVICOS ENERGIA	586,000.00	563,292.50
MARFRIG HOLDING EUROPE B	539,000.00	541,533.30
MINEJESA CAPITAL BV	730,000.00	659,821.44
ODEBRECHT FINANCE LTD	200,000.00	60,250.00
ODEBRECHT FINANCE LTD	702,000.00	211,477.50
ODEBRECHT FINANCE LTD	319,000.00	99,687.50
OIL INDIA LTD	650,000.00	659,776.64
ONGC VIDESH LTD	680,000.00	669,259.11
PAMPA ENERGIA SA	676,000.00	618,540.00
PERTAMINA PERSERO PT	324,000.00	321,165.00
PERTAMINA PERSERO PT	1,686,000.00	1,601,700.00
PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	1,522,000.00	1,409,752.50
PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	2,447,000.00	2,484,983.55
PETKIM PETROKIMYA HOLDIN	467,000.00	424,386.25

	PETRO CO TRIN/TOBAGO LTD	121,000.00	114,193.75
	PETROBRAS GLOBAL FINANCE	19,000.00	19,532.00
	PETROBRAS GLOBAL FINANCE	1,551,000.00	1,557,126.45
	PETROLEOS DE VENEZ 5.375	671,000.00	140,910.00
	PETROLEOS DE VENEZ 5.5	2,019,000.00	423,990.00
	PETROLEOS DE VENEZ 6	7,167,853.00	1,523,168.76
	PETROLEOS DE VENEZ 9	1,781,596.00	397,295.90
	PETROLEOS MEXICANOS	1,415,000.00	1,443,300.00
	PETROLEOS MEXICANOS	7,218,000.00	7,101,284.94
	PETROLEOS MEXICANOS	4,080,000.00	3,807,048.00
	PETROLEOS MEXICANOS	2,069,000.00	2,143,484.00
	PETROLEOS MEXICANOS	821,000.00	760,016.12
	PRESS METAL LABUAN LTD	500,000.00	471,875.00
	PT PELABUHAN INDO II	695,000.00	660,250.00
	REDE D'OR FINANCE SARL	200,000.00	175,000.00
	ROCK INTL INVESTMENT INC	475,000.00	388,704.47
	ROYAL CAPITAL BV	620,000.00	577,375.00
	SABIC CAPITAL II BV	256,000.00	254,922.24
	SABIC CAPITAL II BV	269,000.00	265,906.50
	SEPLAT PETROLEUM DEV CO	555,000.00	555,000.00
	SERVICIOS CORP JAVER SAP	406,000.00	409,045.00
	SINOPEC GRP OVERSEA 2012	1,830,000.00	1,842,883.93
	SINOPEC GRP OVERSEA 2014	1,925,000.00	1,939,603.81
	SINOPEC GRP OVERSEA 2015	950,000.00	885,413.39
	SINOPEC GRP OVERSEAS DEV	3,200,000.00	2,909,001.60
	SOUTHERN GAS CORRIDOR	492,000.00	540,585.00
	STATE GRID OVERSEAS INV	1,008,000.00	1,000,809.53
	STATE GRID OVERSEAS INV	314,000.00	303,684.47
	STATE GRID OVERSEAS INV	745,000.00	749,259.83
	STATE GRID OVERSEAS INV	1,469,000.00	1,379,656.44
	STATE OIL CO OF THE AZER	215,000.00	230,856.25
	STILLWATER MINING	240,000.00	230,100.00
	TENGIZCHEVROIL FIN CO IN	300,000.00	282,750.00
	TONON LUXEMBOURG SA 7.25	789,878.35	19,991.82
	TRINIDAD GEN UNLTD	311,000.00	297,782.50
	TURKIYE GARANTI BANKASI	730,000.00	655,175.00
	UNIFIN FINANCIERA SAB	590,000.00	557,550.00
	USJ ACUCAR E ALCOOL SA	748,298.00	595,881.21
	VIRGOLINO DE OLIV 10.875	320,000.00	88,032.00
	VIRGOLINO DE OLIVE 11.75	1,082,000.00	54,153.88
	VIRGOLINO DE OLIVE110.5	423,000.00	25,557.66
	VM HOLDING SA	685,000.00	668,902.50
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	710,000.00	689,587.50
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	580,000.00	500,250.00
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	200,000.00	164,750.00
小計	銘柄数：96	89,812,448.13	74,637,329.74 (8,431,779,140)
	組入時価比率：28.0%		29.6%
アルゼンチンペソ	BANCO HIPOTECARIO	10,815,000.00	9,136,473.49
	YPF SA	4,394,000.00	2,841,876.18

小計	銘柄数：2	15,209,000.00	11,978,349.67 (36,054,832)	0.1%
	組入時価比率：0.1%			
コロンビアペソ	FIDEICOMISO RUTA AL I/L	1,462,235,000.00	1,471,695,660.45	
小計	銘柄数：1	1,462,235,000.00	1,471,695,660.45 (54,599,909)	0.2%
	組入時価比率：0.2%			
ユーロ	CEMEX SAB DE CV	405,000.00	402,975.00	
小計	銘柄数：1	405,000.00	402,975.00 (52,290,036)	0.2%
	組入時価比率：0.2%			
インドネシアルピア	WIJAYA KARYA PERSERO TBK	17,460,000,000.00	16,070,184,000.00	
小計	銘柄数：1	17,460,000,000.00	16,070,184,000.00 (118,919,361)	0.4%
	組入時価比率：0.4%			
インドルピー	HDFC	20,000,000.00	19,775,300.00	
	HDFC BANK LTD	40,000,000.00	37,608,672.00	
	INDIABULLS HOUSING FIN	19,800,000.00	19,540,917.00	
	INDIAN RENEW ENERGY DEV	50,000,000.00	45,375,000.00	
	NTPC LTD	40,000,000.00	37,700,000.00	
小計	銘柄数：5	169,800,000.00	159,999,889.00 (244,799,830)	0.9%
	組入時価比率：0.8%			
社債券計			8,938,443,108 (8,938,443,108)	
合計			28,483,811,658 (28,483,811,658)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (2018年10月9日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	3,895,121,729	-	3,829,513,706	65,608,023
	売建	160,972,470	-	155,686,048	5,286,422
	合計	4,056,094,199	-	3,985,199,754	60,321,601

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	760,211,877	-	763,538,744	3,326,867
	米ドル	624,641,974	-	632,408,860	7,766,886
	トルコリラ	135,569,903	-	131,129,884	4,440,019
	売建	890,211,877	-	879,272,669	10,939,208
	米ドル	265,569,903	-	263,177,028	2,392,875
	ユーロ	624,641,974	-	616,095,641	8,546,333
	合計	1,650,423,754	-	1,642,811,413	14,266,075

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建	734,596,973	-	743,804,306	9,207,333
	ブラジルリアル(米ドル対価)	528,691,148	-	546,513,726	17,822,578
	コロンビアペソ(米ドル対価)	55,246,707	-	54,968,038	278,669
	インドネシアルピア(米ドル対価)	127,037,660	-	120,327,171	6,710,489
	インドルピー(米ドル対価)	23,621,458	-	21,995,371	1,626,087
	売建	1,309,694,442	-	1,298,150,013	11,544,429
	アルゼンチンペソ(米ドル対価)	242,086,209	-	249,115,003	7,028,794
	ブラジルリアル(米ドル対価)	316,907,901	-	328,735,582	11,827,681
	コロンビアペソ(米ドル対価)	111,027,725	-	110,090,958	936,767
	インドネシアルピア(米ドル対価)	259,430,073	-	249,519,776	9,910,297
	インドルピー(米ドル対価)	304,546,185	-	284,394,970	20,151,215
	ウルグアイペソ(米ドル対価)	75,696,349	-	76,293,724	597,375
	合計	2,044,291,415	-	2,041,954,319	20,751,762

(注1)時価の算定方法

## 1 先物取引

1)先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## 2 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 3 直物為替先渡取引

1)価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## 世界高金利債券ファンド

2018年12月28日現在

資産総額	3,051,943,795円
負債総額	4,115,831円
純資産総額（ - ）	3,047,827,964円
発行済口数	4,453,199,377口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6844円
（1万口当たり純資産額）	（6,844円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

## イ 名義書換

該当事項はありません。

## ロ 受益者名簿

作成しません。

## ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

## (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

	2018年12月28日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	17,640,000株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

##### 八 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

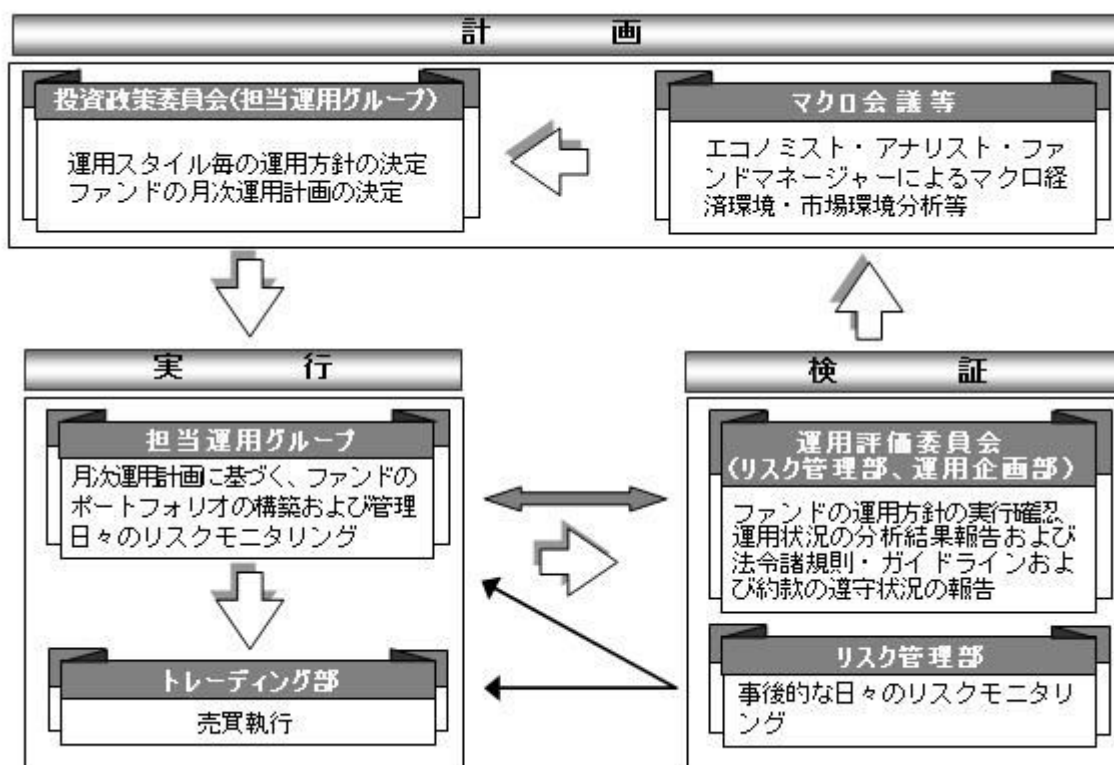
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

##### 二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年12月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	460	5,571,176,784,447
単位型株式投資信託	91	431,508,495,114
追加型公社債投資信託	1	28,472,849,546
単位型公社債投資信託	112	295,752,952,848
合計	664	6,326,911,081,955

## 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第34期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215

未収投資助言報酬	343,523	316,407
未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
情報提供コンサルタント 業務報酬	5,000	5,000
サービス支援手数料	61,268	128,324
その他	54,261	55,820
営業収益計	39,124,246	46,530,479
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
調査費	1,325,978	1,654,233
委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669

営業費用合計		24,061,549	28,121,520
一般管理費			
給料			
役員報酬		225,885	196,529
給料・手当		6,121,741	6,190,716
賞与		610,533	601,375
賞与引当金繰入額		989,925	1,566,810
交際費		23,136	25,709
事務委託費		317,928	256,413
旅費交通費		229,248	220,569
租税公課		268,527	282,036
不動産賃借料		622,662	654,286
退職給付費用		423,954	419,884
固定資産減価償却費		384,068	329,756
諸経費		335,840	285,490
一般管理費合計		10,553,451	11,029,580
営業利益		4,509,246	7,379,378
営業外収益			
受取配当金	1	106,651	51,335
受取利息	1	745	520
時効成立分配金・償還金		1,721	2,622
原稿・講演料		1,474	894
雑収入		12,592	10,669
営業外収益合計		123,184	66,042
営業外費用			
為替差損		9,737	5,125
雑損失		1,084	913
営業外費用合計		10,821	6,038
経常利益		4,621,608	7,439,383
特別利益			
投資有価証券償還益		353,462	61,842
投資有価証券売却益		2,579	30,980
特別利益合計		356,041	92,822
特別損失			
固定資産除却損	2	8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644	141,666
投資有価証券売却損		15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894	-
事務所移転費用		21,175	-
特別損失合計		91,884	505,996
税引前当期純利益		4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税		1,391,996	2,350,891
法人税等調整額		25,454	280,166
法人税等合計		1,366,541	2,070,725
当期純利益		3,519,223	4,955,483

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							1,887,480	1,887,480	1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			

剰余金の配当			1,887,480
当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	291,976千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取配当金	106,640千円	-千円
受取利息	18千円	-千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	6,952千円	-千円
器具備品	1,204千円	0千円
ソフトウェア	-千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株



## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない

運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

### 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

### 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-
(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券			
其他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
其他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701

小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の発生額	15,494	51,212
退職給付の支払額	116,111	94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

##### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

##### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	15,494	51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	2,597	2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主

要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	2.2	1.9
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

### (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

### (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコン ドル)	投資運 用業	% (所有) 直接100	投資の助 言業務 役員の 兼任	剰余金 の配当	106,640	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等  
受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

#### (2)兄弟会社等



（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払 手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託	委託販売 手数料	5,485,934	未払 手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. ㈱三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券㈱の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### (1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483

期中平均株式数(株)	17,640	17,640
------------	--------	--------

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,085,678
顧客分別金信託		20,010
前払費用		414,616
未収委託者報酬		7,225,367
未収運用受託報酬		1,541,190
未収投資助言報酬		306,565
未収収益		51,614
その他		53,465
流動資産合計		28,698,508
固定資産		
有形固定資産	1	508,186
無形固定資産		437,397
投資その他の資産		
投資有価証券		9,519,317
関係会社株式		10,412,523
繰延税金資産		1,364,662
その他		1,500,406
投資その他の資産合計		22,796,910
固定資産合計		23,742,493
資産合計		52,441,002
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		649
その他の預り金		116,730
未払金		3,491,463
未払費用		3,428,351

未払法人税等		1,080,277
前受収益		8,509
賞与引当金		1,233,571
その他	2	228,340
流動負債合計		9,587,893
固定負債		
退職給付引当金		3,435,254
賞与引当金		41,631
その他		1,383
固定負債合計		3,478,268
負債合計		13,066,162
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		26,222,740
利益剰余金合計		28,043,944
株主資本合計		38,672,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		701,911
評価・換算差額等合計		701,911
純資産合計		39,374,840
負債純資産合計		52,441,002

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		20,003,107
運用受託報酬		3,216,910
投資助言報酬		696,543
その他の営業収益		117,677
営業収益計		24,034,239
営業費用		15,495,987
一般管理費	1	5,200,633

営業利益		3,337,618
営業外収益	2	13,622
営業外費用	3	10,296
経常利益		3,340,944
特別利益	4	293,441
特別損失	5	35,355
税引前中間純利益		3,599,031
法人税、住民税及び事業税		1,010,764
法人税等調整額		104,205
法人税等合計		1,114,969
中間純利益		2,484,061

## (3)中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267
当中間期変動額									
剰余金の配当							2,822,400	2,822,400	2,822,400
中間純利益							2,484,061	2,484,061	2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	338,338	338,338	338,338
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,222,740	28,043,944	38,672,928

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	870,535	870,535	39,881,802
当中間期変動額			
剰余金の配当			2,822,400
中間純利益			2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	168,624	168,624	168,624
当中間期変動額合計	168,624	168,624	506,962
当中間期末残高	701,911	701,911	39,374,840

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2．固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

### (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3．引当金の計上基準

### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)	
1．有形固定資産の減価償却累計額	1,162,157千円
2．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額198,989千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	80,772千円
無形固定資産	84,457千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
雑益	13,281千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	10,293千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	289,451千円
投資有価証券売却益	3,990千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	23,103千円
合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等であり	
ます。	
投資有価証券売却損	12,101千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第34期中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

## (リース取引関係)

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	595,231千円
1年超	3,853,814千円
合 計	4,449,045千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第34期中間会計期間(平成30年9月30日)

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	19,085,678	19,085,678	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	7,225,367	7,225,367	-
(4)未収運用受託報酬	1,541,190	1,541,190	-
(5)未収投資助言報酬	306,565	306,565	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	9,519,019	9,519,019	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	1,434,365	1,434,365	-
資産計	39,132,197	39,132,197	-

(1)顧客からの預り金	649	649	-
(2)未払金 未払手数料	3,310,988	3,310,988	-
負債計	3,311,637	3,311,637	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6)投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (7)投資その他の資産

## 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

## (1)顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

## (有価証券関係)

第34期中間会計期間（平成30年9月30日）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 投資信託等	6,621,299	5,533,700	1,087,599
小計	6,621,299	5,533,700	1,087,599
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	2,897,719	2,973,628	75,908
小計	2,897,719	2,973,628	75,908
合計	9,519,019	8,507,328	1,011,691

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	20,003,107	3,216,910	696,543	117,677	24,034,239

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

<p>第34期中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）</p>
--



1株当たり純資産額	2,232円13銭
1株当たり中間純利益	140円81銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>(注) 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。</p>	
<p>1株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	39,374,840千円
普通株式に係る純資産額	39,374,840千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640,000株
<p>1株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>	
中間損益計算書上の中間純利益	2,484,061千円
普通株式に係る中間純利益	2,484,061千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	17,640,000株

## (追加情報)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間での合併契約の締結について

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「大和住銀」)との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

## 1. 企業結合の概要

## (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社  
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

## (2) 企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

## (3) 企業結合日

平成31年4月1日(予定)

## (4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀を消滅会社とする吸収合併方式であります。

## (5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

## 2. 合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

### (1) 合併比率

大和住銀の普通株式 1 株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたします。

### (2) 合併比率の算定方法

当社はE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

### (3) 交付予定の株式数

普通株式：16,230,060株

## （重要な後発事象）

### 株式分割

当社は、平成30年9月28日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月1日付で株式分割を行っております。

#### 1. 株式分割の目的

合併に伴い株主の議決権割合が変更となる見込みであり、円滑に変更手続きを行うために株式分割を行っております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成30年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式 1 株につき、1,000株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,640株
今回の分割により増加した株式数	17,622,360株
株式分割後の発行済株式数	17,640,000株
株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

##### (3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成30年10月12日
基準日	平成30年10月31日
効力発生日	平成30年11月1日

##### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業

者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記八、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(ロ) 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円(2018年9月末現在)

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円(2018年9月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	

株式会社東北銀行	13,233百万円
株式会社南日本銀行	16,601百万円

資本金の額は、2018年9月末現在。

## 2【関係業務の概要】

### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

## 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【その他】

- 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
- 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
- 当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成31年1月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界高金利債券ファンドの平成30年6月19日から平成30年12月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界高金利債券ファンドの平成30年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成30年11月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**強調事項**

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年9月28日開催の会社の取締役会において、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。